

平成29年5月9日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：リリカラ株式会社 東京都新宿区西新宿7-5-20
2. 指名停止措置期間：1ヶ月 平成29年5月9日～平成29年6月8日
3. 指名停止措置の範囲：関東地区

4. 事実概要

上記の事業者は、壁紙の販売をめぐり、独占禁止法第3条に違反したとして、平成29年3月13日に公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

5. 指名停止措置理由

上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められる。

「指名停止措置要領」別表第2第5号

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

以上